

## 会 議 録

|                   |                                                                                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称             | 谷田部南小の今後の方針に関する説明会                                                                                                                                             |
| 開催日時              | 令和7年5月17日（土） 開会 10：00 閉会 12：30                                                                                                                                 |
| 開催場所              | 谷田部南小学校 体育館                                                                                                                                                    |
| 事務局（担当課）          | 教育局 学務課                                                                                                                                                        |
| 出席者               | 教育局局長 久保田靖彦、学び推進課課長 岡野知樹、<br>学び推進課学校教育政策監 増沢喜良、<br>学び推進課指導主事 本松知美、<br>学び推進課指導主事 宮本聡<br>教育局次長兼学務課課長 森田信道、<br>学務課課長補佐 望月ひろみ、学務課係長 大友博幸、<br>学務課主査 渡邊美樹、学務課主任 篠原周平 |
| 説明事項              | (1) 通学区域の変更や小規模を理由とした学区外就学について<br>(2) 小規模校への対応、小規模特認校制度について                                                                                                    |
| 説明<br>会<br>次<br>第 | 1 開 会<br>2 説明事項<br>（1）通学区域の変更や小規模を理由とした学区外就学について<br>（2）小規模校への対応、小規模特認校制度について<br>3 質疑応答<br>4 閉 会                                                                |

## 1 開 会

事務局：定刻となりましたので、只今より、「谷田部南小学校の今後の方針に関する説明会」を始めさせていただきます。説明会を始めるに当たり、つくば市教育局から御挨拶いたします。

事務局：本日は、お忙しいところ、またこのような足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃より学校教育の運営に深い御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。この谷田部南小学校でございますが、小規模というのを活かした教育活動というものを進めているところで、現在市内小中学校だけではなく、県内からも注目されている状況でございます。これについては、保護者の皆様や、地域の皆様からの温かいご支援、そして、先生方のきめ細やかな教育のおかげであり、とてもありがたく思っております。改めて、御礼申し上げます。さて、谷田部南小学校の今後の方針として、昨年11月に説明会を実施し、その後多くの御質問、そして心配のお声をいただいております。先般、スクリーンで配信するかたちで方針説明をさせていただいておりますが、本日は改めて直接皆様へ説明する場を設けさせていただきました。つくば市が推進する一人ひとりが幸せな人生を送ることができるように教育環境の整備等に努めてまいりますので、引き続き皆様からのお力添えをいただきますよう、改めてお願いいたします。

事務局：説明に入ります前に、本日出席しております市職員の紹介をさせていただきます。まず、今ほど挨拶いたしました、教育局 局長の久保田です。

学び推進課長の岡野です。

学び推進課 学校教育政策監 増沢です。

学務課 課長の森田です。

学務課 係長の大友です。

最後に、私、学務課課長補佐の望月と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入ります。進行については、まず、当方から説明いたします。その後、説明内容に対する御質問等をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

## 2 説明事項

事務局：それでは、資料に沿って、谷田部南小学校の今後の方針に関する説明をはじめさせていただきます。なお、小規模特認校の教育内容等については、6月下旬に、改めて保護者の皆様へお知らせする機会を設ける予定です。本日は、事前にスクリレにてお知らせをさせていただいた内容となりますが、改めて通学区域や学区外就学、今後のスケジュール等についてご説明させていただきます。

まず、事前にスクリレによりお知らせもしていますが、前回の説明会等でご意見が多かった学区変更や学区外就学に関する方針についてお話しします。

谷田部南小学校の小規模解消のため、学区変更を行うことについてですが、通学区域の見直しについては、様々な要素を考える必要があり、特に地域の合意形成が非常に重要であると考えています。

また、これまで、学区審議会による答申や地域要望等の経緯があり、みどりの学園・みどりの南小学校の学区が設定されており、地域において意識が定着している現状もございます。

そのため、皆様からのご要望をいただいている中で大変申し訳ございませんが、谷田部南小学校の小規模解消・児童数増加を目的として通学区域の変更を行うことは、現状考えておりません。

次に、谷田部南小学校が小規特認校となることを理由に、近隣の学校への就学を希望される場合については、柔軟に対応できるよう、つくば市の指定学校変更許可基準などの見直しを検討いたします。千葉県印西市の例を載せていますが、つくば市でもおおむねこのような方向で許可基準として設けた

いと考えています。

次に、小規模校となることへの対応及び小規模特認校制度について、現状対応や検討している内容をご説明します。

まず、複式学級の学習の進め方については、一般的には、複数の学年を1人の教員が担当し、直接指導と、間接指導を組み合わせで指導していく形がとられますが、今年度、谷田部南小学校の2・3年生については、つくば市で独自に加配教員を配置し、複式の2つの学年を2人体制で担当しており、丁寧かつ柔軟に授業を展開し、子供達が集中して学習に取り組める環境整備に努めています。

また、学習内容に応じて、異学年での活動も取り入れることで、多様な考えに触れて、関わり合いながら学ぶ場面も創出しています。

次に、これまでもご説明していた内容ではありますが、令和8年度から実施予定の小規模校特認校についてご説明します。

小規模特認校とは、従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度です。谷田部南小学校において、令和8年度から小規模特認校として広く児童を受け入れることを検討しています。谷田部南小学校で実施する特色ある教育活動を市内の児童や保護者に広報し、学区の外からも広く児童を受け入れることで、一定の児童数確保が見込まれるものと考えています。

小規模特認校のPRについて、まず案内チラシを作成し、市内の小学校、幼稚園、保育施設へ配布しました。小規模特認校の制度や教育内容については、別途6月に保護者様向けに説明会を開催させていただきます。

また、市内全体向けの説明会として、このチラシの中で、小規模特認校に関する説明会を8月3日(土曜日)に市役所で開催することを周知しています。多くの方から、説明会に関する問い合わせなど反応をいただいている状況です。

チラシの拡大になりますが、つくば市の小規模特認校としては、谷田部南小学校でこれまで実践してきたイエナプランの理念を取り入れた教育をさら

に高め、体験・探究をとおして学び、日々成長が実感できる学校として、魅力ある教育を実施していきます。なお、昨年度の説明会でもお示しした内容となりますが、小規模特認校については、県内でも水戸市、牛久市、阿見町などで導入されており、それぞれ一定の児童数増がみられています。昨年度の状況となりますが、水戸市の上大野小学校は全児童 77 人のうち 23 人が、牛久市のおくの義務教育学校では、全児童生徒 290 人のうち 95 人が、阿見町の君原小学校では全児童 65 人のうち 19 人が学区外から就学しています。谷田部南小学校においても、一定の児童の就学が見込まれ、児童数が増加することで単学級になることもあると考えています。

最後に、小規模特認校の導入スケジュール案はこのスライドのとおりです。スケジュール表の 2 行目のとおり、保護者の皆様や地域の皆様と意見交換をする場を設け、皆様と一緒に、よりよい学校を作っていけるよう努めてまいります。また、6 月下旬に、小規模特認校で行う教育内容等について説明会を行わせていただく予定です。保護者の皆様には今後もお力添えいただく場面が多くでてくるかと思えます。よろしくお願いいたします。

市内の多くの方に興味を持っていただけるよう、適宜、チラシの作成、市 HP や広報紙などを通じて周知するとともに、説明会等でも丁寧に説明してまいります。

本日の説明会資料及び質疑応答の内容については、近日中につくば市ホームページに掲載します。これまでの説明に関する、ご質問、ご意見については、いばらき電子申請サービスからもお問い合わせください。

なお、回答につきましては、個別の回答ではなく、個人が特定される内容を伏せて、市ホームページ上での公表をもって回答とさせていただきます  
ご清聴ありがとうございました。

### 3 質疑応答

事務局：それでは、質疑応答に移ります。質問は、できる限り個人に関する質問はお控えいただき、全体の方針等に関する質問をお願いします。

指名をさせていただいた方には、マイクをお渡ししますので、お住いの地区名をおっしゃっていただき、御発言をお願いいたします。

それでは、御質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

保護者：緑が丘に住んでいるものです。まず、どこから、この問題を始めたらいいかと言うのがちょっとわかんないんですが、逆にどのように把握していますか。今の学区ができた経緯を。学務課の方はどのように把握しているかということです。

何かというと、学区審議会による答申や地域の要望等の経緯があって、みどりの学園とみどりの南の学区ができたというお答えなんですが。そもそも、この学区になったっていう経緯は把握していらっしゃいますか。

そうすると、根崎と古館がいわゆる、谷田部南小学校の学区、つまり近隣の小学校の学区だったものが、より遠方に学区変更になったという経緯があるのは、理解してますか。それはまず、あっていいことなのかそうでないのかっていうのをちょっとまず聞きたい。まず、それちょっと答えてもらっていいですか。

事務局：学区につきましては、審議会で協議された結果が答申として提出され、それに基づき教育委員会で決定することとなっております。

ただ、当時は答申後に、根崎地区全世帯の同意がある要望書が提出されたことから、地域の事情も鑑み、答申後に根崎地区も加えた地域をみどりの学園の通学区域として設定したという経緯がございます。

保護者：そうしたら、それは、基本的な話として、我々の緑が丘が、例えば茎崎第三小学校に行きたいというふうな話を出したら、それは地域からの要望があった場合は、その要望が通るってことですか。行政のシステム上、公平・公正になってなきゃいけないと。それは何によって行われるかといえば距離なので。距離によって学校を配置されますよね。

この谷田部南小学校が、筑波山の山頂にあってこの現状だったらみんな納得していると思うんですが、そうでないっていう現状があるわけです。隣には、どちらかといえば過密で困っているような、小学校がありながら。

それがまず一番納得のいってないところなんです。

それが地域の要望によってということで、それを許可したというふうな、ことであれば、それ教育の行政の視点としてそれは正しい認識なのか。小学校1年生の子供たちって体力ないじゃないですか。なるべく近いところとか、そういうようなところに通わせなきゃいけないような現状があるんですが。学区を変更して遠くにするみたいな、それが地域の集落の同意があればできるっていう。行政はそう判断するっていう認識でいいですか。

学区外って2キロですよ。2キロから4キロですよ。学区外に集落を移すっていうことを、集落の同意があればやるんですか。

事務局：必ずしもそれだけで判断するわけではないですが、検討はさせていただくということになるかと思います。

保護者：じゃあ、今の現状で緑が丘の人たちが、みんなの同意をもって、谷田部小学校に入れて欲しいって言ったら、それは学務課としては通す方向なのか通さない方向なのか。通すのであれば理由、通さないのであれば理由っていう感じで、正式な回答じゃなくていいんで、その思考の過程を教えてください。

事務局：通学区域につきましては、通学距離だけではなくて、地域のつながりや歴史的な成り立ち等色々な要素を鑑みて決定されますので、通すか通さないかの方向性をこの場でお答えすることは申し訳ありませんができません。

保護者：根崎地区と古館地区が、学区審議会を経てないっていうのはご存じですか。

事務局：古館については答申どおりですが、根崎については答申後に変更があったと認識しています。

保護者：古館は同意が取れなかったから入れなかったっていうのは、御存じですか。古館の丘のほう、旧飯田になるのかな。

事務局：根崎も古館もみどりの地区、みどりの東から続きの土地であり、一番北側の根崎が学区外というかたちなので、近い側が学区から外れているとい

うかたちではないという認識です。

保護者：もう1つ、元になった学区審議会を経ずして決定しているのは、それは誰の判断なのか。当時の教育長なのか。それは勝手に決めていいことなのか。

事務局：教育委員会を経て決定していることなので、そこに違法性はないものと考えています。

保護者：教育委員会ってのは、基本的に承認を与えるという形式的なものになっているので、よほどのことがない限り案をはじかないとは思うんですね。ただ、学区審議会を経ているという経緯があって学区が形成されてるっていうことだと思っているので。学区審議会を経ない根崎のねじ込みは、当時の教育委員会は知っていたのかってことです。私が確認する限りでは、知っていないような状況ですけど。それが大丈夫ですかっていう、一応そこは確認したいな。

事務局：当時のことなのでお答えが難しいですが、当然答申内容と最終的な学区の決定というのは、どちらも教育委員会委員会で共有していたものと思います。

保護者：そうしたら、学校までの距離が3キロを超えてもいいという今の状況は、別にいびつではないという認識ですか。

事務局：地域の要望や地区のつながり、歴史的な成り立ち等で判断されているもので、問題ないものと思います。

保護者：歴史的な成り立ちってどういうことですか。

事務局：：みどりの東という地区でできていく過程の中で、そういった判断をしたというところです。

保護者：みどりの東は、後でしょ。できたの。根崎が入った後にみどりの東ができたから。その認識は逆じゃない。何でおかしいかというふうに思ってるかっていうとね、そもそもね。そもそもみどりの学園の話だった。さらにいえば、この話はそもそも谷田部小学校の話だった。谷田部小学校の人員が増えたので、谷田部小学校の中で学校を割るって話になった。萱丸の造成地区



の土地開発っていうのはまた別の話。基本的に言うと、まず谷田部小学校の人数が増えた、谷田部小学校で学区を割らなくてはならないとなってみどりの学園ができたっていうのがまず経緯ですね。で、このみどりの学園ができることにあたって、学区審議会ができた。

この学区審議会のメンバーは、谷田部小学校に当時通っていた人たちで構成されていた。あと有識者と。なので、谷田部小学校の中でみどりの学園と谷田部小学校で分かれた学区ができ上がった。はいオッケー。これはよくわかった。

でも、この学区ができるっていうことに、根崎が入ってきた。これはどう考えてもおかしいでしょと言っている。過去のことをまぜ返して言うてしようがないんだけど。でも、ここからまぜ返さないとこの話できないんですよ。なんでかっていうと、それは次に起こったことが何かという、今度はみどりの学園の数が増えた。みどりの学園の学区で数を割らなきゃいけない。みどりの学園の学区はどこかって言ったときに、根崎がこの時点に入っていた、なので根崎が組み込まれるっていう経緯にもなっているもので、3年前に別の父兄の方が、有志で、学校を変更してくださいって要望出したら、移行措置としてというか、移行措置だからちょっとわかんないけども、とりあえずみどりの南ができるときに、こっちに選択制を与えるっていう、解決案を出してきた。

それは本来みどりの学園の学区だけっていう、前提ができ上がったその時点で学区が選べるようになった。でも、そもそもみどりの南ができているからややこしい話で、まずですよ、根崎が1つあって今もみどりの学園しかなかったら、根崎の子がみどりの学園に行くことは妥当なのか。今のみどりの学園、あそこのアントラーズありますよね。あそこまで小学校1年生の子が根崎の地区から歩いていくことを想定して、それを教育行政として汲むことは妥当かと聞いている。

今の説明だとわかりますか。大丈夫ですか。そう、妥当ですか。

そういう判断をする、そこは合ってますかっていう。それは地域の集落の同

意があっても、合ってますか。

これ場合によって裁判やってもいいと思ってる俺は、個人的に。なんでかって、だっておかしいもん。こんなことあったら、だって私達の地区、あっちの学校に行きたいとか、私たちの地区、荃崎に入りたいっていうことを教育方針として認めなきゃいけないことになる。

そういう要望を聞いてらんないからってことで、教育行政ってのは成り立ってるはずだし、その中で公立教育ってのはなっているはずだから、だからみどりの南側も、出来上がった今のことを考えればおそらくおっしゃっていることは、歴史的背景を踏まえとかいろいろ考えて言うけど、でも、そもそも飛び地の根崎を入れたっていうこと自体の判断が間違っているということがあるんじゃないかという認識ですが。はい。ちょっとその辺についてお答えください。

事務局：はい、学区審議会では、保護者代表や区会代表、学識経験者などが集まって、地域住民や学校の保護者、学校長や未就学児の保護者等の意見を反映しながら学区を審議していきます。

今回お話している根崎地区については、根崎地区全世帯員の署名をもって要望として挙がってきたという点から、審議会で挙がった地域住民の声と同等に重みのあるものと捉え、当時学区を決定する際の一助としたものと考えております。

根崎地区は、飛び地ではなくみどりの東から続きの土地であり、それから、文科省の示す基準にある4キロ以内という距離でもあります。当然1キロ以内に学校があるという点は複合的に考えるべきですが、文科省の示す基準内であることや、さらに谷田部中への距離などの懸念もある中で決定したものです。

保護者：1キロ以内に学校があるのに、その決定はおかしいと思う。

事務局：そこも当然考慮してのことではありますが、当時はそのように決定したというかたちです。

保護者：小学校は、谷田部南小で、中学校をみどりの学園にするという考え方

はなかったんですかね。

事務局：小中一貫教育という理念がありますので、それよりも小学校時点からみどりの学園の学区にするという決定がなされたところかと思います。

保護者：根崎地区の同意ってというような話があったんだけど、その瞬間、そのうちその時点その時代での根崎の地区の合意が、そのまま学校に組み込まれるっていうことが、あっていいんでしょうか。

後から引っ越してきた人が何でこんな遠くのところまで行かなきゃいけないんだっていうことはありますよね。そういうのを踏まえて、距離っていうものはあるんじゃないのかなと思うんだけどそれはどうなんですか。

集落の合意形成がありました、その時点で入れましたってというような、安直に決めていい問題ではないんじゃないかって認識だけ。

それだけ中学校までの距離について懸念があって、その中学校進学まで踏まえてってということなんですかね。

事務局：それだけで決定したわけではないですが、それも大きな要因の1つではあったと考えています。

保護者：今現在この状況になったけれど、そこに対して学区を見直すという考えには至らないんですか。

事務局：繰り返しになってしまいますが、すでにそれぞれの地域に学区が定着していますので、谷田部南小学校の児童数が減ったから学区変更をして他の地域から児童を呼びこむということは考えていないかたちです。

そうではなく、学区をなくし、市内全体から小規模校という部分に魅力を感じ、共感してくれる方に就学していただくというのが今回の方針になります。

保護者：そうすると今こういう現状が起こっているけれども学区を変えないって理由としてもうそういうことになっているから、地域が定着しているからってことですけど、みどりの学園とか、みどりの南の方からも人が多いって問題を解消するっていう観点から見ても、こっちに学校を移すっていう考えはない。それは、それが無いのはなんでかっていうのがききたい。

事務局：実際、学校の規模間の違いは問題意識として持っておりますが、学区として定着している状況もあり、学区を変更することが難しい現状があります。また、つくば市はそれぞれの地域で、それぞれの学校規模に応じた教育をしていきたいと思いますという方針があつて、くり返しになりますが、学区は距離だけではなく地域のつながり等も考慮するところですので、地域の事情も踏まえて、谷田部南小学校の規模を理由とした学区変更はせず、小規模特認校というかたちで児童数確保を目指していくということになりますので、御理解いただければと思います。

保護者：ご理解はできないんだけど。その地域の事情を踏まえて話だとすると、こちらにも人が住んでいて、こちらの地域の事情もある。それは認識できますよね。

実際に若い人がいなくなる。学校のあり方によっては、当然防犯とか、そういう問題になってくるんですね。緑が丘自体もそうですけども、空き家が増えるとか、空き家が埋まってこないとか、そういうような現状になってくる。そういうこちらの地域のことは考えてもらえないんですか。

何も少ない人数をこっちによこせって話じゃなくて、線一本引いてこっちにやったら話がすむということを書いて、ましてやその小中一貫の学校区の中での話だから、その中で線を一本こっちに引いて、少しこっちに持ってくるっていうのは、そんなに難しいことなのかと。様々とか、地域の事情を鑑みてっていうけど、それはこっちの地域の事情を鑑みて、こっちの地域の事情を鑑みないっていうような話でしかないと思うんですね。

事務局：一方の地域の事情しか考えていないということではないんですが。

保護者：じゃあ、こちらの地域についてどう考えてる。こちらの地域の人口が空洞化するってことに関しては。それ様々なことをかんがみて、経緯があつて様々なことを教育以外のことも考えていて、この学区を尊重しているんでしょうから。

それはそれでいいけど、もうこっちの方は考えてくれないんですか。こっちは実際防犯とか空き家とか、いろんな問題が、人口がなくなることで出て

きてるわけですよ。地域の子供がなくなれば、当然そういう活動もなくなってくるんでね。それは地域の衰退になってくわけです。だから、その今の話をするとこっちの地域は衰退しても構わないっていうふうに聞こえるけど。

事務局：そういう風に聞こえてしまったのであれば、説明が至らず申し訳ありません。

保護者：いや、説明が至らずじゃなくて、それやってることがそうなんだけれども。みどりの南への学区外、私もこれ希望はしてます。それは、別に出て行く出て行かないじゃなくて、公平と公正って考えたら、それは入ってくるのが自由なのに、出て行けないってなったら、それはシステムとしておかしいでしょって言うてるから、それは要望はしている。

当然評価されるべきものだったら、この地域にいてラッキーと思えば人が増えてくるでしょう。

ところで、この間の資料出してくれてないですね。前回、学力の話で、手元に資料があって、スライドにはなかったって資料が。添付がないけど。要は効果の話ね。教育効果の話。それが出てないのがわかんないけども。

水戸の大野地区でうまくいきました、何とか地区でうまくいきましたってのは、わかんないけども。それはここで上手くいくっていう理由には、なんないんじゃない。それはどうですか。

事務局：繰り返しになってしまいますが、すでにそれぞれの地域に学区が定着していますので、谷田部南小学校の児童数が減ったから学区変更をして他の地域から児童を呼びこむということではなく、学区をなくし、市内全体から現在の谷田部南小学校の教育理念に魅力を感じてくれる方に就学いただくことで、児童数を確保していこうというのが今回の方針になりますので、どうぞご理解いただければと思います。

保護者：いやわかんない。線一本引けない理由が全然わかんないんだよ。

逆に話を聞いてて、いやこういうとこで納得してくれっていう視点があるなら話してほしい。今ずっとやりとりやってたけど、全然わかんないんだよ。納得いかないだろう。ごめんなさい、言葉がちょっと悪いけども。

感情が出ちゃうけど。申し訳ないけど、腹を割って話そうと言いたくなる。いや申し訳ないと、もう線引いちゃったんで、行政としては変えらんないんですよって言われた方がまだすっきりする。

わかんないんだって。何で線引けないの。みどりのの一部は学区変わるのは自由にしてるでしょ。谷田部南小にどうぞっていうのを。選択にしますよね。選択じゃなく、こっちですって行政が決めてくれれば、解決する問題がたくさんあるのに、やらないのは何でなの。それ誰の権限なの。市長なの。ちょっと話を聞きたい。ばちっと決めてもらえばいいだけの話じゃない。

ここが筑波山の山頂だったら納得いく話なんで。こんな人が集まんない説明会なんか要らない。複式学級も通るの。でも、複式学級の隣で過密って言われたら、何考えてんのってなるでしょ。そりゃそう。だからもう怒るとかじゃなくて、教えてほしいんだよ。何が起こってるのかっていうのを。

事務局：はい。あのおっしゃる気持ちは充分わかります。根崎地区につきましては先ほど申し上げましたとおり、そこに住む方全世帯からの要望があって、学区を変更している。

これを我々が同意を得ずにまた覆すという決断をして、学区を元に戻すというのは、新しい学区に生活基盤が移っている方にとっては、大変なことです。さらに、別の地区の方から要望が出た中でそういった決断をするということとはできないと考えています。

保護者：ちょっと待ってください。それはそれをやるのが行政なんじゃないの。そのために行政ってもんがあるんでしょ。それを、いや、我々ひっくり返せませんからってことなら、最初から聞かなきゃよかったじゃん。

そもそもさ、だっておかしいんだから。例えばそれが、おんなじ距離に学校ができるっていう話だったらわかる。今おっしゃってることはわかる。でも、1キロ超えて川超えた先に学校があるのにそっちが学区だって言ったらそれは違うってなるでしょう。それを行政が、いや全部地域の同意だからって言ったら、それはだって、地域の同意があつたら何やっても行政は要望聞くって話になるでしょ。行政って、感情があっちゃいけないでしょう。

要望出さなかった方が損して要望出した方が通るだったら行政じゃないじゃん。それは違くないですか。当然要望が出たからと言って100%通るんだったら行政として意味がない。

事務局：要望があって、色んな角度からの見方があって、その状況の中で、総合的な判断をして決定しているということです。

保護者：時代が移りました。こういう現状があります。どうですかって話です。

事務局：根崎地区の方は、状況は変わったけれども、学区を戻すことを根崎地区の方が望んでいない以上学区を戻すという判断はできないと思います。

保護者：この今回の要望があったときに、根崎地区にはアンケートをしたんですね。

事務局：アンケートまでは実施していないです。

保護者：いや、それはだったらおかしいじゃない。じゃあそれは、俺らが言わないとアンケートしてくんないの。だから、今の話を返す刀で言うんだったら、アンケートで一応世帯訪問してみました。どうですかって今現状がこういうことがありますって話してないってことは、学区の検討したんじゃないくて、これは一方的に学区変更はやんないって決めただけじゃん。

今の話は何かって言ったら、いや、そうは言っても根崎が過去に決めた地区の同意があって、それをひっくり返せませんという説明をした。ですよ。でもこういう要望がありました、そしたら、根崎さんすいません、他の地域からこういう要望があるんですけど、今どうお考えですか変えてもいいですかっていうお尋ねはしたんですよってきいてます。

事務局：アンケートは実施していないです。

保護者：だからしてないのはなんでなんだって話。それをしたら今の話は言ってもいい。いや相変わらずですよって言われたら、ああなるほどなって俺たちだってなる。つまりこの問題って、当事者意識がなくて、感情的にも、納得いってないのが何かと言ったら、これ決めたからこれでおしまいってなってるんで。ケアがない。もっと言えば3年5年前ぐらいに、当時

の人たちが要望書出してるの、ちゃんと。それこそこんな声を荒げないで、きちんとフォーマットを整えて出してる、1回。こういうことが懸念されますから、こういうふうに対応してくださいねって言ったと。でも今日の今日まで根崎地区にアンケートをやってないでしょ。この問題ってあんまり何も考えてないってことじゃない。

行政からのアクションがなかったら、どこがその権利を取り持ってくれるんですか。我々は他の地区の人に、学校変わって欲しいですって言ってます。そこでその該当した地区の人に対してのアクションをしていなかったら、それは我々の声はそのまま消えるだけじゃない。それは伝わりますか。例えばね、ゴールとしてもこの形しかないっていうなら、そのつもりで押し切ろうとするんだったら、どうせやるんでしょ。

だったらもう始めから説明会なんかしなきゃいいんですよ。でも説明会をするってことは、こちらの感情処理するなりっていうことが目的としてはあるわけでしょ。とりあえず話は聞きましたと、行政としては、話は聞きましたね。いや、でも駄目なんですと。

それをしてくれるなら、ちょっともう少しまともに騙してくれよ。根崎地区にも行って確認したんですけど駄目だったんですよ。みどりの東も駄目だったんですよと。で、これは今地域の定着があるんですよと。いやあ、申し訳ないけどだめなんですよって言ったら、こんちくしょうっていい酒飲みながら終わるんです。でも、これじゃ終わらせられないでしょ。だってこれ、じゃあ2回3回4回やって検討しますか。個人的には裁判やっていいと思ってる、これ。何でかって言ったら行政が憲法に違反してることやってると思ってるから。それは通学のね、さっき事務局の方がおっしゃったけども、通学の何キロから何キロっていうそれに合致しているから、学区を変更したっていう。それは合致はしているが、近くに学校があったっていうことは考慮してないでしょ。

だって1キロ先に学校があって、3キロ先に変更ができるって言ったら、そんなのおかしいです。行政として。でも、いやおかしくないって言



うんでしょ。それはもう裁判しかないでしょ。こっちはおかしいと思う。そっちおかしくないと思うのであればいいじゃない。もう、でもね、これ100人に聞いたら100人学区変えりゃいいのになって言うよ。

だって、逆の立場だったら絶対おっしゃいますって。線だけ変えりゃいいんだから。根崎の中学の問題に関しては、なるほどなって思った面はあります。それは根崎地区の人の悩みだろうなど。

でも、同時に、今の学区も貫いたら、東丸山の人達苦勞するよ。それはおんなじ問題が起こってるからね。だから、そうすると、結局あつちはあつちの問題が起こる、こっちではこっちの問題が起こるから、だから距離であるとか、誰が見ても公平公正になるっていうふうに行政がやってくんなきゃ困るんでしょって話。

さっきの仰ったように、返す刀で言うんだったら、まさか根崎地区にはアンケートをとってるでしょって。それもしなくて、それは行政として公平なあり方じゃないと思う。ごめんなさい、長くなって本当申し訳ないんだけど。独演会みたいになって申し訳ないんだけど。

これ、どこに落とそうとしてるんですか最後。なあなあにしようとしてますか。それとも学区を変えるって話ですか。それともスクリレの内容はもう決定事項なんですか。ずっと延々とやりとりするわけにいかないから、どっかで線を引かなきゃいけないし、どっかで閉じなきゃいけないって場面がありますでしょって。その終わりを变えることも状況によっては検討しているのか、それともやっぱり現状変える気はないっていうことを貫くのかっていう。ごめん、最後そこだけちょっと教えてほしい。

事務局：スクリレで報告した内容については、変更の考えはございませんの

で、できれば皆さんに納得いただいて、繰り返しお話ししておりますとおり、令和8年度から小規模特認校としてスタートするかたちで、それに向けて児童を集めていきたいと考えています。

保護者：そのつもりでしょ。そういうことでしょ。もう裁判所で会おう。とりあえず私からは以上です。

保護者：緑が丘に住んでいるものです。なんかもう地域の要望があったから、すんなり変えたみたいなの、誰がどう考えても距離的におかしいけど要望があったから変えたみたいなの、そういうふうに聞こえて、何か今の谷田部南小の現状の方が、よっぽど学区を変更する意味があると思うんですよね。

もちろん小規模特認校で児童数を増やすっていう方針でいかれるんですけど。やっぱり谷田部南小の保護者はこれじゃ全然納得はしてないです。本当にはっきり、もう駄目なんだろうなって。でも何か、また検討してもらえるのかなみたいなの。そのもやもや感みたいなのもあるし、一方で小規模特認校のチラシをもう皆に配信されてるので、わからなくなってしまうってどっちの方向に自分の気持ちを持っていったらいいのかっていうのが、すごくしんどいなって。

今4年生の子供が入学する前に、要望書を出していて、でも今日まで何も変わってなくて、検討されてる学区審議会があったって言っても、谷田部南小の学区については話されてはいないと思うんですよ、みどりの学区審議会、あくまでも。要望出したときもそう言われました。谷田部南小じゃない、みどりの地区の話をしているから、この要望書はちょっとずれてるって。だから、谷田部南小の学区変更ができない理由、学区審議会による答申がありますとか、でも、谷田部南小の学区って別に誰も議論とか、してないと思います。ここにいる保護者が、ただ言ってるだけで、そういうふうに市の中で何か議論されたりはほとんどしてないと思います。そういう状況が、よくわからないって思います。

保護者：4月に東京から引っ越してきました。私はこの谷田部南小を、つくば市の中の公立学校をいろいろを見ていて、ここを選んで通ってます。全然まだ住んで1ヶ月なので、今日のお話の状況を伺って、私はその小規模とか、少人数イエナプランとか、そういうちょっと教育的なところだけを見てというか、それで選んで、この学校を選んできてるので、地域に前々からお住まいの方が、そういう複雑な、気持ちを持っていらっしゃることに、ちょっとびっくりしています。

私は谷田部南小にいろんな魅力を感じて、引っ越してきてますから、私がこうやってこの学校を選んできたように、つくば市のいろいろな場所からこの学校に通えるという小規模特認校という制度はとてもいいなと思います。ただ、もともと住んでらっしゃる方のいろんな気持ちを考慮した上で、進められたらいいのかなと感じました。

保護者：何点か質問があるんですけど。学区外申請のことなんですけれども、スクリレでも谷田部南小から学区外申請を出すときに、柔軟に対応するっていうふうに書いてあったんですけども、例えばの話、全校生徒が一気に学区外申請を出したら、学務課さんはどういうふうにご判断されるのかなって思ったんですけども。はい。

事務局：スクリレでも配信させていただいたとおり、基本的には、小規模特認校による理由で学区外申請を出された場合には、認めるような方向で考えております。

保護者：全員が出してもですか。想定されてますか。全員が出してくるっていうことを。そうなったら、谷田部南小は廃校ですか。

それ以外のパターンとして、例えば、59 人が学区外申請出しました。

1 人だけ谷田部南小に残るっていう選択をしました。それでも、59 人の学区外申請を通しますか。

事務局：まず、全員が学区外申請というのは可能性としては低いと考えておりますが、小規模特認を理由として学区外申請を受けた場合には、基本的に許可する方向で考えております。ただ、その上で小規模特認校として学校の魅力を発信し、ひとりでも多くの児童に就学してもらえたらと考えています。

保護者：みどりの南に住んでいるものです。今の回答でものすごく不安になったんですけども。私も 2 年生と 5 年生の子供がおりまして、今ちょうど複式学級の対象になってるんですけども、お友達がどんどんいなくなってさみしいと言ってます。それで、今のご回答を聞いた上で、保護者としてもものすごく不安が募りました。何もなんかこう考えてないなっていう。本当に 59 人が学区外申請を出して、1 人が残ってもそのままなんですか。

事務局：そのまま何もしないということではありません。

保護者：さっきそう言ってらっしゃったと思うんですが。

事務局：まず、全員が学区外申請というのは可能性としては低いと考えておりますが、就学を希望する児童がいなくなってしまう場合には統廃合を検討することになるかと思います。

もし1人でも残る場合には、学校としては存続することになりますが、この場合にも地域皆様のご意見を伺いながら、将来的には統廃合を検討するかたちになっていくと思います。

現状としては、今後実施予定の小規模特認校の説明会には80世帯ほど応募があり、市内の多くの方から興味をもっていただいておりますので、今後も谷田部南小の魅力をPRするかたちで、児童の確保に努めていきたいと考えております。

保護者：それはどの時点でご判断されるんですか。例えばの話、2月3月あたりに一斉に59人が学区外申請を出した。どうやって検討するんですか、1ヶ月で検討できるんですか。

事務局：令和8年度の段階で児童数が1人であれば、そこからの検討をいたしまして、次の年、令和9年度での実施を目指すというかたちになるかと思います。

保護者：そうすると少なくとも令和8年度は、在校生1名っていう可能性もなくはないってことですか。

事務局：1人になった段階で、何かしら通知等はさせていただくことになるかと思いますが、1人になっても、それでも谷田部南小に行きますということであれば、可能性としてはゼロではないところかと思います。

ただ、小規模特認校への関心は高く、説明会に対しても80世帯からすでに応募申込をいただいているところなので、市内全域からの児童受入があるものと考えています。

保護者：80世帯に関して聞きたいんですけど。

それはもう谷田部南小にくるというのが決まりなの。

事務局：いえ、あくまで説明会への参加申し込みというかたちです。

保護者：前から聞いたかったんですけど、例えばですけど、我々は子供たちが集まって学校に行くじゃないですか。一方で、学区変更を出している人たちもいるんですね、みどりの南小に。そうすると、学区外の人歩いてはいけないじゃないですか、通学班とか登校班ができなくて。

結果として、親が送迎をしているっていう現状があると思うんです。それって、不公平じゃないですか。不公平ってのは要は、親が手を出さないと学校に行けないという状況になるっていうのは。ちょっと場違いかもしれないですけど。これっていうのは、行政的には、いいんですか。それこそ、2年生の学年の子で、女の子1人なので、ちょっとさすがに紅一点の環境にするには年齢が早いだろうってことで学区外してるんです。そのときに保護者の負担が増えるわけじゃない。

だけど、これ保護者としては、そういう学区の線引きがきちんとしてて、児童数がきちんといたら、例えば朝1時間早く起きて送迎しなくてもいいことだったのが、余計な負担が発生したわけじゃないですか。送迎が発生したわけじゃないですかって言ったときに、ぴんときてないってことはやっぱり選択したって認識なんだろうな。

事務局：そうですね、各御家庭での判断にお任せしている部分もありますので、学区外の学校を選択され、教育的な配慮で許可したというかたちであります。

保護者：それがおかしい。学区外の申請を出さざるをえなくなった状況にあるっていうところは考えない。指定学区で人数をきちんと行政が運営できてないって指摘しても、変えてくれなかったからっていう理由で、違う学校を選択せざるを得なかった状況があるのに。それは、どうなんだろう。

すごい袋小路に追い込んで、最後逃げ出すって判断をしたときに、逃げ出すって判断したのはあなたよねって言ってるような感じ。こっちが何もしなかったわけじゃなくて、こうしてくれああしてくれって言ったけど聞いてくれなくて、それで袋小路に追い込んでってこういうことになったとき

に。そこに正義はあるのかっていう。ちょっと中学生みたいなこといっちゃうけど、どうなんですか。

事務局：お気持ち的にはとても理解できるんですが、つくば市は学校規模を理由とした学区の変更というのは行っていないところではございますので、そこはそれぞれその地域の状況に応じた学校運営というのを進めているので、小さい学校大きい学校それぞれの規模に応じた取り組みをしていこうというところですよ。

ですので、学校規模が小さくなったことで、何か学区変更をしたりということとは行っていないというところの回答で申し訳ありません。

保護者：また学区を戻したい、近い谷田部南小に戻したいって言った場合は、これはできるんですか。

事務局：その地区からそういう要望があれば、おっしゃっていただいたように、近い学校に行きたいという要望が出てきたのかなというところではあると思いますので、審議させていただきますけれども。

保護者：それから、緑が丘の人たちが、集落の同意をもってみどりの学園に、バスで、転入したいといった場合は、できるの。

事務局：バス通学は基本的には認めていないところですが。

保護者：じゃ、バスはいいや。有志でみんな通学をやるとなった場合は、みどりの学園という指定はできるの。

事務局：基本的には、地域を飛び越えての就学は難しいかと思います。

保護者：根崎は学区を飛び越えたじゃない。

事務局：いえ、飛び越えていなくて、地続きです。

保護者：今はね。

事務局：いえ、以前から地続きです。

保護者：古館が入っていないから地続きじゃないよね。

事務局：いえ、みどりの東から地続きになっています。

保護者：みどりの東はなかったじゃん、そのときは。たぶん根崎はさ、みどりの学園ができたときって飛び地だったんだよね。飯田と古館が間に入ってる

から。だって、その話だったら根崎と飯田が引っ付いてなきゃいけないんだよ。でも間に古館があるからダメじゃん。

事務局：みどりの学園の学区を審議しているときは、すでにみどりの東という地域が開発区域としてできあがっていたかたちです。

保護者：今言ったみどりの東が、みどりの学園になった理由はなんなの。

事務局：はい。みどりの東の一部は谷田部南小の西側の区域であったんですが、みどりのという開発区域としての一体性を考慮した上で、当時みどりの学園義務教育学校の学区とする判断したのではないかと思います。

保護者：開発地区で一体だったから、根崎という飛び地も許可したのか。飛び地という認識がなかったのか。

事務局：みどりの学園の学区を審議する中では、すでにみどりの東という地域があり、そこに隣り合う根崎は飛び地ではないというかたちです。

保護者：逆に言うと、空間で飛び地になった場合は許可されない。だから我々が、例えば、荃崎第二小学校に行きたいといった場合は、それは隣接してるか。まあ、もしそこが飛び地であれば許可されないってこと。

事務局：学区を決める上で、飛び地というものはありませんので、それだけが要因ではありませんが、そういった学区にはならないということになります。

保護者：個人で学区外申請の要望を出すとき、飛び地になるようなところは認めないの。今回の小規模での学区外ね。

事務局：今回の小規模特認校として学区外申請を出す場合には、近隣の学校での申請が前提となりますので、認められないというかたちになるかと思います。

保護者：じゃあ例えば、職場の近くに、葛城小があった場合は、葛城小でも受入れる可能性はあるの。

事務局：そうですね、その場合には小規模特認校としての理由ではなく、違う理由として申請して、認められるかどうかというお話になります。

一般的な学区外の申請につきましては、それぞれ御家庭において、何らかの

理由でそちらの学校に行かなければいけないというものが必要になります。  
例えば、仕事をしていて、どうしても葛城小ではないと放課後保育の送迎が間に合わない等の理由というかたちになってきます。

保護者：これ例に出してる印西とかもそうですか。そういう、その学区内にいる人たちの、学区外に出る基準はそんな感じ。

事務局：そうですね、小規模特認校に関する学区外としてはそのようなかたちです。実際には、もちろんそれだけではなく様々な基準があると思います。

保護者：飛び地はダメだっていっておいて、根崎が飛び地だったのに許可するっていうのは、行政の判断として納得いかない。けど、そっちはそうじゃなかったっていうなら、もう争うしかないじゃん。

これ、裁判をする場合はどうしたらいいの。誰にあてて、訴状を送ればいい。いやだって納得いかないじゃん。いや、納得いかないんだよ。しょうがないじゃん。それはそれ、これはこれでいいからさ。

裁判をするって言った場合は、どこに訴状を送ったらいいかっていうのは、ききたい。何か、それは大げさだみたいな認識だったら、大間違いだと思いますよ。この現状は当然変わんないって思ってるけど、やり方がきたない。ちょっと納得いかない。だって、ひどいと思う。どうですかね。ちょっと一人一人この話をしにきている方の意見を聞きたいんですよ。それは求めてもいいですか。全員含めて。腹を割って話しましょうよっていう。俺たちもそんな官僚の答弁を求めてるんじゃないくて、もう腹を割って話そうぜっていう話なんで。そうでなければ、解決しない問題もあるから。そちらの現状全く踏まえていないとわかんないし、流れが来てるっていうのもわかるし、でも理解した上で、この形を整えられても、何か逆撫でするだけなんで。だから、いや、だから例えば前回きた方と違うんで。いや、きていきなりこの案件はつらいよねとか、そういう話でもいいんで。

事務局：おっしゃられていることはよくわかります。やはり先ほど申しましたとおり、当時は根崎地区からの要望があって、その他中学校までの通学等も



勘案し、そういう判断を行ったものと思います。この時根崎地区は13世帯であり、これは推測になりますけれども、どちらの学校体制にもそれほど影響が出ないと考えていた部分もあるかなと正直思います。あくまで推測ではございますが。

なので、実際今回の話で、根崎地区の線を引き直すということをして、状況の改善にはつながらないかと考える部分もありまして、そういうこともあって、やはり小規模特認校として、学区を取り払って、学校の良さを理解してくださる方にきていただくというほうが将来に繋がるのかなと考えております。

説明会に先立ってスクリーンで配信させていただいたところなのですが、この説明会では意見を受けてこの内容を見直すというものでなく、我々の考えを皆さんにお示し、小規模特認校に向けて進んでいこうというものになります。

小規模特認校については、説明会に申し込まれている方も多くいらっしゃいますし、とても関心が高いと感じていますので、市としても教職員の方とも連携し、こういった部分が実際の就学に繋がってくるよう努めていきたいと、そういうふうに考えています。

事務局：私は教員ですので、学区がどういう歴史や経緯を踏まえながら決まってきたかについてはあまり詳しくはないんですが、思いとしては、今の学校に通われるお子さんたちを、やはり最優先に考えるということを一番大事に思っています。もちろん今、皆さんもそれを十分に考えておられて、そこに学区がどうなのかといった問題が出てきて、私も子を持つ親としてもすごく共感する部分はとても多いです。

そういった現状を踏まえた上で、学びの推進ということで、谷田部南の教育理念、今まで培ったやり方の中で、先生方と子供たちでとてもいい学校づくりをしていただいている。そこをどんどん広げながら、小規模特認校の制度を活かして、イエナプランという教育方針に興味を持たれている皆さんと一緒に、学校づくりをしていきたいなと思っているところです。

いずれにしても、皆様の御理解をいただけないとうまくいかないで、今後は先生方と保護者の皆さんの気持ちを踏まえながら、小規模の中での子ども達の教育という部分に注力していきたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

事務局：私も教員です。学区の詳しい部分については正直よくわからないですけれども、お話を伺っていると、審議の過程について不満を持たれていることはよくわかりました。ただ、今話があったように、私は教員としてこの学校にいろいろな児童がいること、そして、そこで教えてくれている先生方を一番大事に考えています。一人ひとりの子どもたちがよりよい教育を受けられるよう教員のサポートに取り組んでいきたいと考えています。

事務局：私は先ほど何度も申し上げておりますので、割愛させていただいたよろしいでしょうか。ありがとうございます。

保護者：緑が丘に住んでいるものです。引き続き、すいません。まだちょっと質問したいところがあって。

今もう複式学級始まってると思うんですけども、多分、先生方のご負担とかがものすごく増えてると思うんですけども。そのあたりっていうのは、市の方はどのように把握されてるのかなと思って。さっきよりよい教育っていうふうにおっしゃっていたので、私たち保護者としても、学校の先生方に、気持ちよく子供たちと接して欲しいと思っているので。先生にとってはかなりの負担になってると、私はちょっとう推測なんですけれども思っていますので。

どういうふうに把握されてるか、ちょっと聞きたいんですけども。

事務局：学校での悩みというのを、常に先生と直接やりとりさせていただいています。複式学級になり、違う学年が同じ教室の中にいる環境で、教員はお互い見ていくというかたちで非常に負担は増えているところですが、そういう話を伺う中で市において教員の加配ができることになりましたので、そういった意味では、一人ひとりの子どもたちを効率的に支援していけるようになっている部分もあるのかなと思います。

今後も引き続き悩みを聞きながら、それに応じたサポートをしたいと考えています。

保護者：他にも複式の小学校があるということなので、メリットとかあとデメリットっていうのはどんなことがありますか。

事務局：複式学級の学校は、やはり学校規模が小さく児童数が少ないことで、メリットとしては先生が目が行き届くというところ。その一方でデメリットとして、その中で、人数が少ないことで皆さん心配されているのは、社会性を育めないのではないか、集団行動ができないのではないかとといったことを一番御心配いただいているところかと思います。これに対しては学年間や学園間での交流ができる学びといった部分に、今以上に力を入れて、他者との交流を増やし、社会性を育んでいきたいというふうに考えているところです。

保護者：先生方へのサポートとかそういうのはあるんですか。

事務局：そうですね。先ほども少し触れましたが、当然教員の負担が増していると思いますので、市として教員を配置してサポートをしているところです。

保護者：あと、小規模特認校の方のメリットとデメリットを伺いたいんですけども。もうすでに決まっていって、周知までされてるっていうことなんですけれども、在校生にとってのメリットとデメリット、もうすでに導入されている小学校もあるようなので、特にデメリットの部分を、私達の方に周知というか、していただきたいなと思うんですが。

事務局：メリットとデメリットは表裏一体かなと思っています。色々な地域から育った背景が違う子が入ってくるので、気が合う合わないというのはあると思いますし、一方で様々な考えを知る機会というのが持てると思います。物理的な面としては、車の送迎などはデメリットになってくると思います。

保護者：以前も質問していて、いっこうに回答がホームページに上がらなかったんで、今質問させていただいたんですが。ちょっと今のだとメリットデメ

リットがあまりわかりません。唯一の解決策っていうかたちでこの小規模特認校を市としてご提示されてると思うんですけども、それにしても、何人増えるかわかりません。メリットもちょっとよくわかりません。デメリットもどのくらいあるかわかりませんって言われると、非常に保護者としては不安なんですけれども。

例えば、PTA活動とか、そういったところも、やっぱり学区外の方だと、ご協力難しい部分もあるのかなと思ひまして。もっと踏み込んで考えていただきたいです。せつかくここに例として3校挙げていただいているので、メリットデメリットの調査っていうのは、半年前に質問を出しているのもうできているのかなと思ひたんですけれども。

まず質問フォームでした質問ってのは届いてらっしゃいますか。

事務局：届いている質問については、すべてホームページで回答しているところなので、もしもそこに回答がないということであれば、申し訳ございませんがこちらには届いていないという状況だと思います。

保護者：届いてないですか。それだけ確認したいんですけど。そしたらもう1回、グーグルフォームで、意見というか質問として挙げます。

ちょっと何か、今の小規模特認校のご説明だと、ちょっと何かこう、市としてもあまりわかってないけどとりあえずチラシ撒いてみましたっていう感じが見受けられてしまうので、もうちょっとその導入した後のことを、市として考えて欲しいなと思ひまして。

設定したから、あとは現場で、学校で保護者で対応してねっていうのはちょっと違うかなと思ひますので、小規模特認校を児童数が減っていることの解決策としてご提示いただくのであれば、メリットの部分と、デメリットの部分を、きちんと現場の方が把握していただければと思ひます。

保護者：私も小規模特認校の、さっきデメリットの話があったと思うんですけど。保護者としては、今すごく、何て言うんでしょう。楽しく、小規模で、通っているんですけど、特認校になることで、どういった子がこられるのかわかりませんが、自分の指定された就学先の学校なのに、やっぱり行けな

かったとか、授業中落ち着きなく走り回っちゃうとか、なんかどういう感じになってしまうのかなって、何か、やっぱりそういう不安がすごくあります。

今多様性の時代なので、あまり、マイクで言うのはどうかと思うんですけど、やっぱり雰囲気が全然変わっちゃうのかなとか、それがちょっとデメリットになったりするんじゃないかなと思うんですけど。実際、今特認校になってる学校は、その人数が増えて外部から来たことでどういう感じになってるのかっていうのは、すごく保護者としては気になる場所なので、もしそういう情報があれば、ぜひホームページへの掲載をお願いしたいと思います。

保護者：イエナプランとかいやなんですけどって言ったらやっぱ出てくしかないんですか。谷田部南小が指定の学区って人たちは、嫌なんですけどって言った場合は出てくしかない。そもそもが、例えば、みどりの学園がイエナをしますって言って、イエナに共感する人を集めるとかっていうなら何かわかるんですよ。やっぱ大変だけでも、その旗印のもと共感を読んでみたい。でも、人数も少なくなっちゃって、子ども増やすのちょっと難しいし、イエナプランを推進して人を呼ぼうっていうふうに聞こえるんだよね。そうじゃなくて、普通というか、だから特別に何かして欲しいとかいうことじゃなくて、別に、今まで通りの学校を求めてんのになんていう頭がまずあると思うんですよ。

なので、学区で人が来てくれればいいってのはあるけど、何か、イエナで違うところから人を呼ぼうっていうのはやっぱちょっと違うなって思う。

事務局：すでに谷田部南小は、小規模な人数の中でずっとイエナプランという理念のもとで教育を行っているところですので、教育方針が大きく変わってしまうというものではありません。現在の谷田部南小の雰囲気を損なわないよう、そこに共感してくれる方に就学していただくというふうに考えているところです。

保護者：うちの学年で1件あったのは、障害のある子と、元々居た普通級の子

が揉めてしまって、要は、元々いた子が出ていってしまったっていうケースがあったんですね。環境の変化とこちらがこうむるデメリットの1例。

ごめんなさい、遠慮なく言うと、発達障害がある子が集まってきそうって、今、例えばそれが一番わかりやすい例ですが、そういうような、要は手厚く見てくれんじゃないのっていうぐらいな安直な感じでそれに同意してきた場合、こちら、既存のコミュニティを壊す可能性というか、そういうものっていうのは、どのくらいシミュレーションしてるのかちょっとわかんないですけど。

現に、そういう例が1つあって、多様性の時代で、難しい部分もあったんでちょっと私たち、頭を悩ます問題ではあるんですけど。障害のある子の人権と、障害のない子の人権。

健常者っていう言い方しますが、健常者の権利を、そのあたり学び推進課として考えたら結局、今回起こったことって、被害者が学区外して出て行ってしまった、それで解決ってなってるんですよ。

例えば、80世帯が来て、我々が要は子供たちを何とか安心して通わせられないようなことになってしまったっていう状況は考えていらっしゃるか。

多分そういうのが大きなデメリットだと思うんです。そういう人たちを、じゃあ、さっき言ったように現場で対応してくださいって言ってポンと丸投げしちゃったら、それはもう、加配がつくぐらいな感じだとしたりすれば、教員が何人いても足りないみたいな感じになるわけじゃないですか。

多分そこが我々の不安だと思うんすよ。で、実際1例あったんで。

その所どうですかね。その辺りは、別にこれに限らずですけど、どう意見を求めたらいいかちょっとわかんないですけど。

そういうシミュレーションしてません、でこの小規模特認校を進めてるとしたら、何かすべてが片手落ちな気はしますけど。いやイエナプランなんです。

大丈夫です。ていうことじゃないと思うんですけど。

あえて言いますね。そういう検査とか、ふるい分けはしますか。これも信用してくれっていう答えですか。結局その既存の人が出てったときに、保護者の仕事が増えたわけじゃないですか。送迎の手間とかが増えたりとかして、それが学区の中で起こっての結果だっていうのはまだわかるんですが、わざわざ外から入ってきてそんな問題が発生するっていうのは、毛色が違うと思うんですよね。だから、未然に防げることもあると思うんですが、そういうような検討をされてますか。

小規模特認校を希望して、説明会に出席して、その説明を受けて、行きたいって申請を出して、その子が撥ねられるっていう、審査されるケースってありますか。

学区が開放した以上、学区以外で断る理由がないじゃない。それは基本的に全部受入れるっていう方針にしか今聞こえないんだけどどうお考えですか。

事務局：そういったことは当然想定しておりまして、検討をしているところです。まだ方針検討の段階ですので、この場で詳しくお話することはできませんが、6月の説明会ではそのあたりについてもお話できるのではないかと思います。

一例として挙げるとすれば、他の市町村では募集要項でこう制限といいますか、そういったものを設けたりしている事例もございますので、申請を出したけれど要項の内容を満たさない場合には、就学できないといったようなことに違法性はないものと考えています。

保護者：要項として、具体的には何かもう決まっていますか。

事務局：今現在の段階でここでお話できることではないのですが、先ほど申し上げましたとおり、6月の説明会ではもう少し詳しくお話させていただくかたちになろうかと思います。

保護者：特別支援学級の基準っていうのは、客観的な基準じゃないですよね。主観的に、行かせたくなくて頑張って地元で普通級通わせるって言ったら学区外することができるじゃない。特別支援の方で基準を設けるっていても、それはだから、実際そういう子でも受入れるっていうことになりません

か。

事務局：そのあたりについても当然考慮しておりますので、ただ今の段階では市の回答として申し上げる段階までの意思決定ができていないというかたちです。6月の説明会ではもう少しお話できることがあるかと思います。

#### 4 閉 会

事務局：他に、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、質疑応答を終了させていただきます。

ご案内したとおり、この後、市ホームページの専用フォームからも御意見、御質問を承りますので、ご不明な点等がございましたら改めてお問合せください。本日の説明会資料及び質疑応答内容は、市ホームページに近日中に掲載します。

なお、お問い合わせいただいた御質問等への回答は、個別回答ではなく、市ホームページ上での公表をもってかえさせていただきますので御了承ください。

以上を持ちまして、「谷田部南小学校の今後の方針に関する説明会」を終了とさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。